



第365号
2024年2月14日

愛教労NEWS

愛知県教職員労働組合協議会

後期県教委交渉確定

夕方休憩後の時間に業務を設定すべきではない

2023年10月30日に愛教労が愛知県教委と行った後期交渉、その後の再交渉を経て、12月25日に確定となりました。

休憩時間について県教委は、

「休憩を確保するのは校長の責任」

「休憩を取れていないことを校長が現認したのであれば休憩時間をずらす等の対処をすべき」

「休憩時間にさしかかる研修をあらかじめ設定をしてはいけない」

という見解を示しました。

また、夕方の30分の休憩時間の後の勤務について、平成18年度までは「休息時間」として設定され、業務を入れてはいただけませんでした。この「休息時間」は平成19年度から廃止されましたが、その際に県教委は「この時間に研修や会議等の業務をさせることはない」としてきました。この見解の継続について愛教労が質問したところ、

「平成19年3月28日通知に『必要最小限の小休止的行為は従来通り認めるよう配慮する』とあるようにに休息に代わる小休止的行為は認められる。また、勤務時間の終わりに設定された休憩について、緊急の場合を除き、初めからその部分をあてにした業務は設定すべきではない。」

との回答を得ました。

休憩時間については当然のことですが、夕方の休憩時間後の勤務時間についても、研修や会議、打ち合わせなどをあらかじめ設定してはいけないということが確認できました。 【幹事 小山】

…改正により一斉定量的な休息時間は廃止されることとなるが、教職員が一定の連続した業務に伴う疲労を回復し、公務能率を増進するために必要最小限の時間で行う小休止的行為について、従来どおりご理解とご配慮をお願いしたいこと。

※平成19年3月27日「学校職員の勤務時間等に関する規則の施行について」等の一部改正について（通知）より一部抜粋

事務所住所：〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26

大須土方ドリームマンション 801

TEL：052-242-4474

FAX：052-242-2938

Mail：aichi@aikyouro.jp

URL：http://www.aikyouro.jp/

HPはこちら



戦争反対！

暴力反対！

#NO WAR

#STOP GENOCIDE

